

質問回答

NO.	質問	回答
1	3. 業務内容（4）個体数推定結果に関する検討について、資料の提出の期日が令和5年9月末となっております。各都府県から情報収集を行い、それを踏まえて個体数推定を実施するとなりますと、期日までに推定結果を確定することが難しい可能性があります。情報収集状況等を踏まえて、期日を協議することは可能でしょうか。	9月末を目途としてご提出いただくこととしておりますが、都道府県の推定が遅れるなど、契約後に起きた事象によりやむを得ず提出期日を延長しなければならない場合は、別途変更契約等検討します。